

# 一緒に遊ぼう！こどもセンターで 平成20年度幼稚園・保育園入園児童募集



「こどもセンターにおいて」

平成20年4月から鮫川幼稚園・  
鮫川保育園に入園を希望する児童  
の申し込みを次により受け付けま  
す。

## ■ 幼稚園・保育園の概要

所在地 赤坂西野字酒垂3番地  
3(こどもセンター内)

定員 ▼幼稚園:60人 ▼保育園:

120人

開園時間 午前7時から午後6時  
30分まで

入園基準 平成14年4月2日か  
ら平成15年4月1日までに生  
まれ村内に居住していること。

対象児童 幼児(5歳児)

受付期限 12月12日(水)

入園志願書(村教育委員会

またはこどもセンターにあ  
ります)

②お子さんの住民票抄本

受付場所 村教育委員会または  
こどもセンター

その他 幼稚園では、園児の預  
かり保育も行いますので、希  
望される方は申し込んでくだ  
さい。

③父親あるいは母親のいざれか  
がいない場合

④母親が出産または父親あるい  
は母親のいざれかが病人・障  
がい者などの場合

⑤病人や障がい者などの看護を  
している場合

⑥家庭が災害にあつた場合

⑦母親あるいは母親のいざれか  
がいない場合

⑧母親が出産または父親あるい  
は母親のいざれかが病人・障  
がい者などの場合

⑨病院や障がい者などの看護を  
している場合

⑩家庭が災害にあつた場合

⑪保育園入園申込書(住民福祉  
課またはこどもセンターにあ  
ります)

⑫印鑑

⑬両親の就労状況を証明する書

## ■ 保育園児募集概要

対象児童 乳児(6か月以上)から  
4歳児まで

入園基準 児童の保護者が次のい  
ずれかに該当し、家庭内で保育  
ができる場合

①日中に家庭外で仕事をしてい  
る場合

②日中に家庭内で家事以外の仕  
事をしている場合

③父親あるいは母親のいざれか  
がいない場合

④母親が出産または父親あるい  
は母親のいざれかが病人・障  
がい者などの場合

⑤病人や障がい者などの看護を  
している場合

⑥家庭が災害にあつた場合

⑦母親あるいは母親のいざれか  
がいない場合

⑧母親が出産または父親あるい  
は母親のいざれかが病人・障  
がい者などの場合

⑨病院や障がい者などの看護を  
している場合

⑩家庭が災害にあつた場合

⑪保育園入園申込書(住民福祉  
課またはこどもセンターにあ  
ります)

⑫印鑑

⑬両親の就労状況を証明する書

類(勤務・内職をしている場  
合は事業所の証明。自営業・農業などの場合は地区民生委  
員の証明)

受付場所 村住民福祉課住民福祉

受付期限 平成19年度から引き続き  
12月12日(水)

入園を希望する児童については、  
申込書の提出は必要ありません  
が、両親の就労状況を確認する  
ため、該当者へは別に通知しま  
す。

## 平成20年4月から75歳以上の方の 医療制度が変わります

老人医療費を中心国民医療費  
が増大する中、現役世代と高齢者  
世代の負担を明らかにし、公平で  
分かりやすい制度とするために、  
75歳以上の高齢者を対象にした後  
期高齢者医療制度が創設されるこ  
とになりました。

これまで、75歳(一定の障がい  
がある方は65歳)以上の方は国民  
健康保険や社会保険などに加入し  
ながら、老人医療制度で医療を受  
けていましたが、平成20年4月か  
らは、これまで加入していた医療  
保険を脱退し、新しい独立した医  
療制度となる「後期高齢者医療制  
度」に加入することとなります。

### ■ 運営主体

被保険者

広域連合内に住む75歳以上の方  
および65歳以上で一定程度の障が  
いがある方です。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

制度の対象となるとき

75歳の誕生日から対象となり  
ます。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

受けられる保険給付

これまでの老人保健制度と変わ  
りません。また、自己負担割合も

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

保険料

広域連合で決定します。原則と  
して県内で均一となります。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

被保険者証

一人に一枚「後期高齢者医療  
被保険者証」が交付されます。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

保険証

一人に一枚「後期高齢者医療  
被保険者証」が交付されます。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

納め方

保険料の納付方法は原則とし  
て年金から天引きされます。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

保険料

広域連合で決定します。原則と  
して県内で均一となります。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

被保険者証

一人に一枚「後期高齢者医療  
被保険者証」が交付されます。

問い合わせ 福島県後期高齢者  
医療広域連合

健康係 ☎ 024-528-9025

健康係 ☎ 49-3112

別表(収入が公的年金のみの方の保険料額)

公的年金 収入金額	所得割額	均等割額	保険料 年額	(月額)
153万円以下	0円	12,000円	12,000円	1,000円
200万円	35,015円	32,000円	67,000円	5,584円
250万円	72,265円	40,000円	112,200円	9,350円
300万円	109,515円	40,000円	149,500円	12,459円

※被保険者以外が世帯主の場合、世帯主の収入により均等割額が軽減されない場合があります。

問い合わせ  
[幼稚園・保育園]  
こどもセンター  
☎ 29-1010  
  
[保育園]  
村住民福祉課住民福祉係  
☎ 49-3113  
  
[幼稚園]  
村教育委員会教育課  
☎ 49-3151